

Title	忠平の禁色聴許について：蘇芳（下）襲を通して
Author(s)	島田, とよ子
Citation	詞林. 1992, 12, p. 22-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67324
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

忠平の禁色聴許について

—蘇芳（下）襲を通して—

島田 ひとよし

忠平の禁色聴許については、『大和物語』に記されている。他に、この件を記した資料は現存しないようである。彼の雑袍聴許の件なら、『公卿補任』等に記されているが、勿論、それ等に記されていないからと言って、その、忠平の禁色聴許の件がやしいことにはならない。例えば、能信（道長五男）は禁色を聴されている（『御堂関白記』長和元・十・廿五）のに、『公卿補任』等にはそれを記していない、ということがある。では、忠平の禁色聴許の時期であるが、『大和物語』には、彼の妻菅原君卒去の為の喪があけた頃¹、彼の中弁時代²、の二点を記している。が、²は問題のあるところ。¹では、先、菅原君卒去の年を知る必要がある。

北方卒、只被取人々奉申

（『貞信公記抄』）

左大臣室家源氏卒

（『日本記略』）

ともに、延長三年四月四日の、忠平室の卒去記事である。忠

平には、源順子（¹）（菅原君、宇多皇女）、源昭子（能有女）の、ともに源姓の二人の妻がいた。従って、その卒去記事がどちらのものかは判断し難いのであるが、大日本古記録『貞信公記抄』では順子と採り、現代の、『大和物語』諸注釈（大系・全書・全集・校注古典叢書等）も同様である（²）。源順子に関する、『本朝皇胤紹運録』の頭注に、前記の、『日本記略』延長三年四月四日条が記されていることを思い出す。その順子説に対して、迫徹郎氏は、昭子と採られ、順子は昌泰三年の実頼御産直後、没している、との御説を立てられた（『大和物語』人物考証——太政大臣の北の方」と「菅原の君」——『古代文学論集』所収 昭四十九・一）。

実は、迫氏の、その根拠は、忠平の禁色聴許の時期であった。関根正直著『新修有職故実辞典』や高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』の「禁色」の項を引かれ、「禁色許可は殿上人に対して与えられるもの」とされ、このことを実際に『公卿補任』の禁色の例に当り確かめていられる。これによって、延長三年

当時正二位左大臣の忠平が、同年四月四日卒去の妻の喪明け頃に禁色を聴される筈はないので、問題のあるとした、前記の、忠平中弁時代のところ、異本の「弁」を採り、彼の禁色聴許の時期を大弁時代（昌泰三年五月十五日）延長八年）である、と推定された。この結果、その延長三年卒去の妻は順子ではなく、昭子と結論されたのである。順子卒去を昌泰三年の実頼御産直後とされたのは、次男師輔・四男師氏・五男師尹達が昭子所生であるのによる。長女貴子も昭子所生と推測されている。そうすると、忠平の禁色聴許の時期は、結局、昌泰四年（七月十五日改元為延喜元年）とされたことにならう（3）。

忠平の禁色聴許については、このような論があり、今更の感もあるが、私はこの件を装束の面から考察してみようと思う。

二

『吏部王記』（『源語秘訣』所引）天慶九年九月十日条には、極めて興味深い記述がある。「詔裂藏人右衛門尉中原助信宿直衣云々」と、詔により助信の宿直衣が破られているのである。これには、次の様な事情があった。

昨夕主上御殿上侍、披見助信所隨身之裏中衣。紅色頗深。仍所破。

「深紅衣服」の禁制については、これまで延喜十七年十二月

二十五日の三善清貫の奏請はじめ、延喜十八年、延長四年、承平七年、天慶五年と、頻繁に勅が発せられている（『政治要略』）。その、村上天皇の詔は、「着諸禁色者、皆従破却」（『三代実録』貞観十二・十二・廿五）の官符に照し、規則を實行されたことにならう。『吏部王記』には、続けて「或云、宿衣私物、非人主可開看、頗涉苛酷」と記しているが、藏人の職掌が「藏人式」（『侍中群要』所引）に「禁制装束乱猥」として「右供奉殿上可尋儀度而昼時夜装束乱髻褻服宜加禁遏勿令復然若有犯者從追却」と記される所であり、この職に在る助信だということ念頭に置いて、天皇の御行為と詔は解釈されるべきか。

早くは、五位の五世王豊前が紫を着ていたのを糾弾されて、後、緋に改めている（『三代実録』貞観七・二・二）。豊前は自分に諸王の規定を当てはめていたようである。二位〜五位の諸王の位色は、「衣服令」に「浅紫」と規定され、後、弘仁元年九月二十五日に「中紫」に改められている。しかし、五世王は、名だけの王で、皇親に入れられず、諸臣の列に入れられている（『続日本紀』慶雲三・二・十六）。従って、五位の五世王豊前の位色は「浅緋」（「衣服令」とされねばならない。長くなってしまうが、助信、豊前の例に、禁色の重大さが示されていたかと思う。

では、問題の『大和物語』（全集）の本文を記すことにする。おなじおほきおとど、左の大臣の御母菅原の君かくれたま

ひにけり。御服はてたまひにけるころ、亭子の帝なむ、内に御消息聞えたまひて、色ゆるされたたまひける。さりければ、大臣いと清らに蘇芳がさねなど着たまひて、後の宮にまゐりたまうて、「院の御消息のいとうれしくはべりて、かく色ゆるされてはべること」など聞えたまふ。さて、よみたまひける。

ぬぐをのみ悲しと思ひしなき人のかたみの色はまたも
ありけり

とてなむ泣きたまひける。(そのほどは中弁になむものしたまひける。)

傍線の「蘇芳がさね」は、忠平が禁色聴許の御礼の挨拶に中宮御所に参上した時の服装ということになる。「かく色ゆるされて」の「かく」は蘇芳髪を指しているように思われる。「蘇芳がさね」に対して、『大和物語虚静抄』に「桃華葉葉」を引いて、

桃華葉葉……夏下襲の下云蘇芳〔薄物遠菱文聴〕禁色〔人常に着之云々〕又云蘇芳にて黒むほと是をそむ夏の下襲を
は蘇芳の下かさねとなつて侍る(4)云々……されは貞信
公も色ゆるされ給ひしゆえすはうかさねを着し給ひし也
と、それは禁色聴許者が常に着る下襲である、と注記している。
凡蘇芳色者。親王以下、参議以上。非参議三位。及嫡妻女子。并孫王並聴〔着用〕。

蘇芳色の着用には、『延喜式』(彈正台)に右の通りの規程

がある。又、『延喜式』(彈正台)には、「凡諸禁色者。惣雖「下衣、不聴、服用」の規程もあるので、蘇芳(下)襲は非参議四位以下の者には服用出来ない、即ち、禁色となる。忠平は、禁色を聴された慶に、恐らく初めて、「蘇芳がさね」を着たと推測する。従つて、この時忠平は、非参議四位以下であった、と推定されよう。なお、彼の場合、参議任官に事情があると、非参議というより前参議とされる時代と言つた方がよろう。

ところで、『延喜式』の施行は康保四年十月(『類聚符宣抄』)であり、蘇芳色着用の件は「衣服令」を改めた官符をそれまで出した形跡が見当たらない。そこで、「衣服令」の蘇芳着用の規定を見ると、「凡服色。白。黄丹。紫。蘇芳。緋。紅。黄椽。纁。補陶。緑。紺。縹。桑。黄。楷衣。柴。椽。墨。如此之属。当色以下。各兼得、服之」とある。これに「令義解」は、「謂。假令。着紫之人。兼得服蘇芳以下諸色之類……」と具体的に解説しているが、さらに具体的に述べると、位色が「一位。……深紫衣。……三位以上。浅紫衣」(「衣服令」)と、紫とされる三位以上の人に蘇芳以下緋、紅、黄椽。纁。補陶。……の色も着てよい、と云うことである。なお、今は、皇太子、親王、諸王、女性を除外した、臣下の男性についての規程を問題にしている。「衣服令」は位で分けているので、「諸官之中四位以上有、英才、之人奉、勅参、議官中政、之意也」(「職原鈔」)

とされる参議の四位の者は、位色が「深緋」とされ、「凡服色……紫。蘇芳。緋。」により、蘇芳色が禁色となる。『延喜式』では参議に蘇芳色を聴しているから、「衣服令」より規制が緩められたことになる。最も、参議は令外の官であるが。

古老称 黒紫。至、参議以上。雖、可、用、下襲。當時行事。王卿并侍臣。聴、禁色、之輩。着、蘇芳下襲。

『政治要略』（糺彈雜事 男女衣服并資用雜物）に、『延喜式』（彈正台）所載の「滅紫色者。参議已上聴、通用 云々」の「滅紫」について、右の様に記述されている。注意されるのは、傍線の箇所である。行事の王卿が蘇芳下襲を着用するということでは、後にも触れるが、東宮敦良元服の折、加冠の右大臣の着用したのが二藍下襲であった為その理由を実資に聞かれているが、当日の為には「蘇芳下襲」を賜っていた、ということが思い出される。行事の侍臣とは、行事蔵人のことである。『侍中群要』の「賀茂祭行事」の項に「御禊日青色二藍（非行事垣下著蘇芳下重有伺事）」とあるのが思い合わされる。では、次に実際に禁色聴許の人がどういう服装をしていたかを「源氏物語」以前の文学作品や、『栄花物語』等に当ててみることにしよう。

三

むかし、おほやけ思してつかうたまふ女の、色ゆるされたるありけり（『伊勢物語』六十五段―全集による）
……よさりの御まかなひには式部卿の女御、からゐる十人、色ゆるされ給へるかぎり、色をつくしたてまつれり。かうるたち、みな日によそひし、あめのしたの。づつらしきあやのもんをたてまつりつくし、

（『宇津保物語』内侍のかみ―宇津保物語研究会編による）
色ゆるされたる人々は、例の青いろ赤いろの唐衣に、地摺の裳、表着は、おしわたして蘇芳の織物なり。ただ馬の中將ぞ葡萄酒を着て侍りし。（『紫式部日記』）

皆紅に葡萄酒の表着、柳の唐衣、色聴されたるは二重織物、たゞの人ぐは絵書き、織物し、（『栄花物語』殿上花見）
豊前といふ采女は、典薬頭重雅がしる人なりけり。葡萄酒の織物の、指貫をきたれば、「重雅は、色ゆるされにけり」など山の井の大納言笑ひ給（『枕草子』）

等の例が見られるが、女性の場合だけである。ただ、最後の例は采女の騎馬装束を愛人の重雅に見立て愚弄しているのだが、葡萄酒の織物の指貫が典薬頭（5）重雅には禁色であることを示していよう。ちなみに典薬頭は従五位下相当（官位令）。

以上、男性の禁色装束を記したものは全くなく、典薬頭重雅に見立てた采女の装束の記述からしかそれを窺うことが出来ない、という状況である。なお、次の、『源氏物語』に見える、浅葱の心やましければ、内裏へ参ることもせず、もの憂が

りたまふを、五節にことづけて、直衣など、さまかはれる色ゆるされて参りたまふ
(少女)

と、六位の緑袍着服に劣等感を抱く夕霧が、「色ゆるされて」いる例であるが、『河海抄』に、「殿上六位聴直衣也蒙禁色雜袍之宣旨歟或説云被加職事歟六位職事着禁色之故也」と記している。『細流抄』には後の、「台記」仁平元年十一月十七日条の「今夕五節参内師長等蒙聴直衣之宣旨束帯参入似^無面目^不仍不^参内^{云々}」により「五節の次上古直衣を聴歟夕霧も此次直衣を聴と見えたり」と注記する。その例は却って夕霧の例が影響しているように思えるが、雑袍だけで禁色の件は何も記さないで、それはない、と実隆は考えていたと推測する。それにしても『胡曹抄』、『桃華薬葉』の著者兼良が『花鳥余情』に何も記していないのは残念である。

では、次に、忠平、実資、行成、道長の日記を見てみよう。なお、師輔の場合、女性の禁色宣旨一例の記述が現存する。忠平以下の人の場合も、女性の例は除外する。

現存する、忠平の日記『貞信公記』（大日本古記録）は、勿論、完全な型ではないが、延喜七年正月一日の条から見る事が出来る。ちなみに、ときに忠平は二十八歳。これに彼の禁色聴許の件は見られない。が、他の人のそれが二箇所に見られる。一箇所は女性。

兼明朝臣・後連^後……禁色・雑袍宣旨仰下、

(『貞信公記抄』承平二・正・廿一)

ここには、禁色聴許者の装束に関する記述は全くない。兼明は、この宣旨の下る少し前、同月七日に初叙されている。一世源氏（醍醐皇子）により従四位上と高い。同十一日には昇殿を聴されている。俊連は六位藏人（同書 承平二・二・十七）。彼の場合、藏人の官職に伴う禁色聴許と見られる（B）。兼明、忠平のそれとは事情が異なる（A）。

A1 左少将登朝被聴禁色

(『小右記』永祚二・十・廿七—大日本古記録による)
2 兵部大輔被聴禁色

(『権記』長徳元・十・十九—史料纂集による)
3 左近衛少将公信朝臣聴禁色云々 (同書 長保二・二・七)

4 太郎君元服……冠者正五位下……大夫被免禁色、即給御衣云々、 (同書 長保五・二・廿)

5 頭中將宿来云、頼通被禁色者

(『御堂関白記』長保六・正・七—大日本古記録)
6 仰左大臣可聴左兵衛佐道雅禁色之事、大臣被仰善言朝臣、令召彈正檢非違使道雅者、今日出居、仍更不改装束

(『権記』寛弘三・七・卅(6))

7 左大臣於御前被定……禁色人等……左近中將公信・右近中將頼宗・春宮亮道雅・公成、已上皆旧主御時禁色人也、公信被聴禁色後補藏人頭者也、頼宗今日被聴禁色、即叙三品、…… (『小右記』寛弘八・八・十一)

8 能信朝臣・兼経等禁色宣旨下了

〔御堂関白記〕寛弘九・十・廿五
（同書 長和二・十一・十二）

9 兼綱朝臣被免禁色
10 右中弁定頼初被聴禁色、未知其由、宣旨下後、問父大納言、
答云、從宮被聞中宮云々者、宮常令恥不着禁色之事者、

（『小右記』長和五・二・三（7））

B1 頭中将禁色宣旨下、被給下襲・表袴、中将執之、進庭中拜
之、隨便敷
（同書 永延三・二・廿七）

2 晩頭々馬來云、昨日被_レ下_レ禁色・雜袍宣旨、即着_レ禁色

一、左相府下襲・表袴者
（同書 寛弘八・七・廿四）

3 入夜前常陸介師長密語云、藏人登任初着綾可用左三位中
將藤芳下襲、已以如泥、一日許可着也、除目間欲令着鮮明
下襲、……有歎息氣、仍与未着之桜色下襲、感悦将去
（同書 長和二・正・廿）

実資、行成、道長の日記に見られる禁色宣旨の全例である。

但し、Bの例は任意による。忠平の記述と同様、どの例も禁色
を聴されたことだけの簡単な記述で、これらから禁色人の装束
を知ることは出来ない。が、Aの中では、4の頼通が禁色聴許
直後、一条天皇から賜わった「御衣」が、恐らく、禁色人の着
る衣服であろうし、6の道雅に「更不改装束」とあるのは、禁
色装束であろうと推測する。

Aに掲げた人々の官位を記すと、1の登朝は左少将五位、2
の実成は従四位下兵部大輔、3の公信は右少将従五位上、4の
頼通は正五位下、5の頼通は従四位下右少将、6の道雅は右兵

衛佐（8）、7の公信は正四位下左中将兼内蔵頭、頼宗は正四
位下右中将、道雅は春宮亮（9）、公成は従五位下、8の能信
は従四位下中宮権亮兼少納言、兼経は正五位下左権少将、9の
兼綱は右馬頭、10の実頼は従四位上右中弁兼中宮権亮、といっ
た状況で、公卿の例は皆無（10）。

Bの例は、藏人頭の職に伴う禁色聴許の場合である。『吏部
王記』（九条家本即位部類記所引）天慶九年五月一日の条に
「大納言（師輔）宣」として藏人頭正四位下修理大夫平朝臣階
時以下、五位二人、六位四人の藏人、「已上七人可聴禁色」と
して見られる。2の藤原通任は、その禁色宣旨の四十年前、六
月十三日藏人頭に補せられている。「被_レ下_レ禁色・雜袍宣旨
一、即着_レ禁色」一、通任は禁色宣下直後禁色を着ている。続い
て、「左相府下襲・表袴」と記されているのは、この時着た衣
服であると推察される。「左相府」とは、正二位左大臣道長の
こと。1の公任はその禁色宣旨の四日前、二十三日に藏人頭に
補せられている。彼の禁色宣旨の場合にも、「下襲・表袴」の
ことが見られ、これは天皇から賜っている。「侍中群要」の
「初著禁色時」の項に、「申可然人御下襲表袴著近代下冠云々
とあるのが思い合わされる。このことは藏人の場合だけではな
いだろう。前述の通り、頼通に下賜された「御衣」等、それで
あったと推測する。忠平の、あの「蘇芳がさね」も醍醐天皇、
或いは宇多院の下賜品ではなかったかと想像する。

注意されるのは、3の場合である。初の綾装束に、泥の様に

黒ずんだ蘇芳下襲を着る予定の登任に、除目の期間だけでも色彩の美しい下襲を着せてやりたいと歎く師長の親心に同情した実資は、未着の桜色下襲を彼に与えている。これには禁色聴許の語句は見られないが、蔵人の職に伴うその場合で、登任はこの記事の五日前に蔵人に補せられている。「綾」は、「延喜式」に「凡綾者、聴用五位已上朝服、六位以下不得服用」、「西宮記」の「下襲」の項に、「蘇芳へ……」桜へ……藤柳へ……葡萄へ……紅躑躅へ打、用平絹二藍、青、赤、黄、朽葉、白襲へ……白柳、青朽葉之外、公卿不服平絹」とあり、又『史部王記』天暦元年十一月十七日条に「公卿節会日得用綾」とある。従って、「綾」は六位の者には禁色となるが、蔵人になれば着ることも出来るのである。「初可着綾可用左三位中将蘇芳下襲」とは、前記の、『侍中群要』の「初著禁色時」の「申可然人御下襲表袴著」に当ることになる。そこで注意されるのは、登任が初めて禁色着用のために用意したのが、あの、忠平が禁色聴許の御礼参りの時着用した「蘇芳がさね」と同様だと言つことである。

以上の通り、禁色聴許の人の服装を具体的に記したものは殆ど見られないが、唯一、蔵人の場合に、初めてそれを着る日の為に「蘇芳襲」を用意している例が見られた。貴重な例とされようが、忠平の禁色聴許の条件とは異なるし、例もあまりにも少ないので、次に「蘇芳がさね」の例を先の文学作品、史料等に当たってみることにする。

四

まず、『枕草子』（岩波大系）の「下襲は」の項をみると、冬は躑躅。桜。搔練襲。蕨枋襲。夏は二藍。白襲。

と、蘇芳襲は冬物の下襲の第四位に掲げられている。『桃華葉』の、前記の箇所には蘇芳襲は「夏下襲」として掲げていたが、その箇所の前に「冬は……下襲は。蘇芳の打下襲といふ物也。本は打べきを。近代は板引にする也。」と、冬にも掲げている。『西宮記』、『侍中群要』（続々群書類従）の「下襲」の項に、各「蘇芳（夏冬着之）」、「蘇芳（四時用（著イ）之）」とある。清少納言は、夏の蘇芳襲を好まなかったであろう。年中着られて、季節感がない、とても清少納言には思われて、冬物の第四位にしか蘇芳襲を掲げなかったか。なお、『西宮記』の「下襲」の項には、蘇芳を第一に掲げている。

『宇津保物語』には、

かくてその日になりて、大将（軍師）かけ給つ。御よろこびとて、御さうぞくすわうがさね、れうのうへのはかまなど……さうぞきていで給

（葦開上）

と、禁色聴許の折ではないが、右大将に着任した仲忠が、前述の忠平同様、御礼の挨拶に出掛ける時に蘇芳襲を着ている。時に、仲忠は中納言。位は正四位に叙され（吹上下）て以来この

ときまで記すことがない。中納言も近衛大将も従三位相当。又、先祖の遺文を天皇に進講した時にも仲忠は蘇芳襲を着ている。

一宮三品、そちのそちの宮四品……ふた所は、とがゆるされ給へり。六のみこはまだし。みなすはうがさねのれうのうへのはかまき給へり。(蔵開下)

年賀に参内した仁寿殿所生の皇子達が、蘇芳襲を着ている。

大宮誕生の折の祝宴で三宮も、「くろらかなるかいねり一かさね、はなだのきのさしぬき、おなじなをし。すわうがさねのしたがさねたてまつりて」(蔵開上)と、直衣にであるが、蘇芳下襲を着ている。

御さうぞくは、わきあけのあをきしらつるばみ・あやのうへのきぬ・すわうの下がさね・れうのうへのはかま、らでんのたちからくみのをつけてまつり、(吹上上)

冷(嵯峨一世源氏)、仲忠(侍従)、仲頼(右近少将)、行正(左兵衛佐)達が、藤井の宮へ出掛ける時に蘇芳下襲を着ている。ここは、「あをきしらつるばみ、あやのうへのきぬ」、即ち、天皇の御袍である麴塵袍を着ているのも問題である。後に触れるが、その麴塵袍は行幸、内宴等の折には殿上人以上の者が着ている。仲忠、冷等の場合、私的な旅行でそれを着ているのである。或いは種松の、「わがくにのうちにだにわれひとりして、こく王のくらゐにをとらぬすまめさせさてまつらん」(吹上上)の意向と関係しているか。つまり、冷を天皇扱いし、藤井の宮への行幸と見立て、行幸供奉の人々の装束をさせたの

か、とも考えられる。なお、蔵人の場合も麴塵袍を着られるが、彼らはその職にはない。とにかく、そこに、麴塵袍と蘇芳下襲が組み合わされていることには注意されよう。

以上の、「宇津保物語」に見られる蘇芳襲は、親王、中納言兼右大将、と言った高貴な人が着ていること、麴塵袍と組み合わされていること、の二点に留意される。

『源氏物語』には、

求子果つる末に、若やかなる上達部は、肩ぬぎておりたまふ。にほひもなく黒きうへのきぬに、蘇芳襲、葡萄染の袖を、にはかに引きほころばしたるに、(若菜下)

と、光源氏再度の住吉参詣の折、神前で片舞いの上達部が蘇芳襲を着ている。『花鳥余情』に、「すはうがさねは公卿の下襲の色及びそめは殿上人のしたかさねをいふなり」と注記している。言うまでもなく、この時の上達部は舞装束ではなく、「黒きうへのきぬ」は位袍であるから、束帯である。なお、葡萄染を殿上人の下襲とする兼良説は、長保五年の「住吉参詣於御社左府以下上達部其外殿上人合十人舞了」の事跡を根拠としているようだが、やはり、殿上人の語句は本文にないし、以下の理由からも、葡萄染も上達部の下襲と採るのが自然かと思う。右大臣家の藤の花の宴に臨んだ光源氏は直衣姿ではあるが、「桜の唐の綺の御直衣、葡萄染の下襲」(花宴)とある。時に、光源氏は正三位参議であった。又、大原野行幸供奉の「左右大臣、内大臣、納言より下」「五位六位まで」「青色の袍、葡萄

染の下襲（行幸）を着ている。又、「前太政大臣（世号大駁）跪候西中門内北腋（服赤色白橡表衣、葡萄染下襲・紫浮文表袴……）」（『小右記』寛仁二・十・廿一）従一位前太政大臣道長が葡萄染下襲を着ている。従って、葡萄染下襲が殿上人用とは決っていないこと明白となる。前記の、衣服令の「服色」の条に「葡萄」を四、五位の位色「緋」より下位にしていることが、葡萄染を殿上人の下襲とする説に影響しているかとも考えられるが、ところで「青色の袍」については、『河海抄』に『吏部王記』延長六年十二月五日条の、大原野行幸時の「鷹飼親王公卿立本列其装束御赤色袍親王公卿及殿上侍臣六位以上着麴塵袍」を典拠としている。なお、同じく『河海抄』に「一日の晴儀に諸臣着麴塵袍也」と注記している。朱雀院への行幸の折にも供奉の「上達部、親王たちよりはじめ」「人々みな、青色に、桜襲を着たまふ」（小女）とある。

少々横道に逸れたが、『源氏物語』では、公卿の束帯姿に蘇芳襲が見られた。ちなみに『栄花物語』には、男性の蘇芳襲着服の例はなかった。

以上が、『源氏物語』以前の文学作品に見られる蘇芳襲の用例で極めて少ない。『宇津保物語』や『源氏物語』の例を通して言えることは、蘇芳襲が親王、公卿に着用され、非参議四位以下の者達に着用された例を見ないということである。では、次に、実資、行成、道長の日記中の蘇芳襲を見ることとする。

1 参御邑上山陵……公卿騎馬扈從へ左右大臣乗車、大納言為

光……着麴塵表御袍・蘇芳下襲、御車後候（『小右記』永観二・十・廿七）

2 行幸左府土御門第……扈從左大臣（御後）……左大臣着蘇芳引へ木下襲（同書 長和二・九・十六）

3 伊勢斎内親王……行禊……中納言教通（着蘇芳比へ支、行幸日父相府装束相同、）（同書 同廿七日）

4 皇太弟初観……以公成令啓慶、御拜（ミセケチ卅）了、（御装束@腋御衣蘇芳御下襲）（同書 寛仁元・八・廿一）

5 皇太弟（敦良）加元服……加冠右大臣……傅右大臣参入（着二藍下襲、問案内、曰、蘇芳下襲装束遅給、仍着二藍下重者、）（同書 寛仁三・八・廿八）

1の、村上山陵御幸の折の円融院は麴塵御袍に蘇芳下襲を着ていられる。2は正二位左大臣道長が、3は従二位権中納言教通が蘇芳引へ木下襲を着ている。教通着用の上は父道長が2で用いたものらしい。なお「引へ木下襲」については、『胡曹抄』（『装束集成』所引）に、「夏冬下襲色事、打下襲へ表裏引倍木也……」とある。4は東宮敦良が蘇芳下襲を着ている。

5では、東宮元服の加冠正二位右大臣公季が二藍下襲を着たこととで、実資から事情を尋ねられ、「蘇芳下襲装束遅給」と答えていて、本来、蘇芳下襲を着るべきであったらしい。

以上、『小右記』だけで、数も五例と少ないが、蘇芳下襲は上皇、東宮、正二位左大臣・右大臣、従二位権中納言、という高貴の人々が着用している。非参議四位以下の着用は皆無。

次に、絵巻物、と言つと十二世紀のものになつてしまつが、少し見てみよう。「信貴山縁起絵詞」の延喜加持の巻に、勅使が清涼殿の階の下から命蓮との会見報告するのを、広廂に座しながら振り返つて聞く二官人の束帯姿に、薄物の黒袍、蘇芳下襲、黒半臂が見られる。又、「伴大納言絵詞」の中巻、無実の罪を天に訴える源信の束帯姿に、黒の藻勝見文様の縫腋の袍、蘇芳下襲が見られる。又、舎人を尋問する二官人に、縹色無文の縫腋の袍、蘇芳下襲が見られる。

源信は、応天門の変の時、正二位左大臣であり、この人に蘇芳下襲が見られることは注意される。「信貴山縁起」の束帯姿の二官人の官位は、詞書に記されていない。三位公卿、三位以上（角川・中央公論「信貴山縁起絵詞」）と推定されている。舎人を尋問する二官人は蔵人尉（角川「伴大納言絵詞」解説）と推定されている。

以上、忠平が禁色を聴された御礼の挨拶に中宮御所に参上した時着用した「蘇芳がさね」を通して種々述べてきたが、彼の禁色聴許の時期にまで及ぼすことが出来なかつた。追つて述べることにしたい。

注

(1) 菅原君は、順子（公卿補任・本朝皇胤紹運録）、傾子（一代要記・大鏡裏書）と記されている。

(2) 古注釈は温子崩御（延喜七・六・八）以前としていることになる。

(3) 服紀を三ヶ月（古注釈）、一年（大系等）とする説がある。「喪葬令」には、妻の服紀は三月、とする。

(4) 「枕華葉集」（群書類従）の当箇所は「夏は、穀^{穀類之}の遠菱の文、（撰家はたてびし。冬の下襲のうらにおなじ。）蘇芳にてくろむ以下同文」とあり、「聴・禁色 人常に着之」の割注はない。なお、これを「胡曹抄」には記している。

(5) 当時、重雅は権医博士か（「枕草子解環」）。

(6) (7) 「御堂関白記」にも禁色記事あり。

(8) (9) 道雅の官位歴は「公卿補任」の尻付けに詳記されない。

(10) 小川彰氏「古記録記事を通してみたる禁色勅許」（「国史学」昭六十・十）

（しまだ・とよこ）園田学園女子短期大学